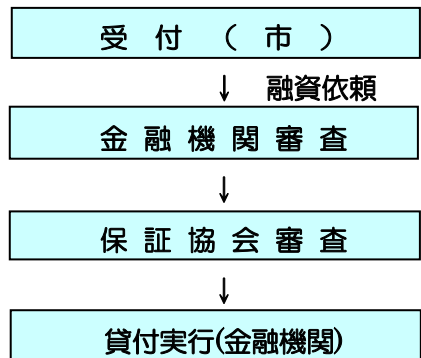


申 込 に 必 要 な 書 類
(特別小口資金融資・中口資金融資)

書 類 名		特 別 小 口		中 口 資 金		備 考
		運転	設備	運転	設備	
1	小規模企業融資 申 込 書	○	○	○	○	2通
2	印 鑑 証 明	○	○	○	○	1通 個人：市民課 法人：法務局
3	納 税 証 明	○	○	○	○	1通 税務課
4	連 帯 保 証 人 の 印 鑑 証 明			○	○	1通 連帯保証人を 要する場合
5	資 産 証 明 書	○	○	○	○	1通 税務課
6	営 業 証 明 書	○	○	○	○	1通 税務課
7	念 書	○	○	○	○	1通
8	連 帯 保 証 人 の 誓 約 書			○	○	1通 連帯保証人を 要する場合
9	所有者確認資料	○	○	○	○	1通 事業所（土地 及び建物）の 登記事項証明 書又は賃貸借 契約書の写し 等
10	定 款	○	○	○	○	1通 法人のみ
11	登記事項証明書 （履歴事項 全部証明書）	○	○	○	○	1通 法人のみ 法務局
12	確定申告書（個） 決 算 書 (法)	○	○	○	○	1通 直近2年分
13	見積書・図面等 参 考 資 料		○		○	1通
14	宣 誓 書	○	○	○	○	1通 飲食業の場合 風俗営業取締 法の対象でな いことの宣誓
15	その他参考資料	○	○	○	○	必要に応じて

☆ 貸 付 け ま で の 流 れ ☆



書類審査・訪問調査（市）
融資依頼の可否決定

※各審査の過程で、融資
金額の減額や、融資の不
可が決定されることがあ
ります。

申 込 に 必 要 な 書 類
(近代化資金融資)

書 類 名		個 人		法 人		備 考
		運転	設備	運転	設備	
1	申 込 書	○	○	○	○	2通 融資借入 申込書
2	印 鑑 証 明	○	○	○	○	1通 個人：市民課 法人：法務局
3	納 税 証 明	○	○	○	○	1通 税務課
4	連 帯 保 証 人 の 印 鑑 証 明	○	○	○	○	1通 連帯保証人を 要する場合
5	許認可証（写）	○	○	○	○	1通
6	念 書	○	○	○	○	1通
7	連 帯 保 証 人 の 誓 約 書	○	○	○	○	1通 連帯保証人を 要する場合
8	所有者確認資料	○	○	○	○	1通 事業所（土地 及び建物）の 登記事項証明 書又は賃貸借 契約書の写し 等
9	定 款			○	○	1通 法人のみ
10	登記事項証明書 （履歴事項 全部証明書）			○	○	1通 法人のみ 法務局
11	確定申告書（個） 決 算 書 (法)	○	○	○	○	1通 直近2年分
12	経 歴 書	○	○	○	○	1通
13	見積書・図面等 参 考 資 料		○		○	1通
14	試 算 表	○	○	○	○	1通 決算後 6ヶ月経過の場合
15	宣 誓 書	○	○	○	○	1通 飲食業の場合 風俗営業取締 法の対象でな いことの宣誓
16	その他参考資料	○	○	○	○	必要に応じて

★ 鴻 巣 市 中 小 企 業 の み な さ ん

こ ん な と き 融 資 制 度 の ご 利 用 を ★

- 商品の仕入に

掛仕入れでは利益が少ないので、現金で仕入れ
たり、売上増加期をひかえていまのうちに商品
を仕入れたい。
- 資金繰りに

決済が手形なので資金の不足をきたした。設備
を行ったので資金が不足した。
- 店舗、事業所を
 増改築したい

店舗を新增改築したい。現在の事業所では手狭
であり増築したい。また、老朽化している。
- 機械を買いたい

人手が足りないので、機械を入れて能率を上げ
たい。

鴻 巣 市

中 小 企 業 融 資 制 度

ご 案 内



鴻巣市役所 商工観光課

TEL (048) 541-1321

FAX (048) 577-8461

鴻巣市中小企業融資制度

制 度 名	融 資 対 象	融 資 限 度	使 途	償 還 方 法	利率及び保証料	連 帯 保 証 人	取 扱 金 融 機 関
特 別 小 口 資 金 (特別小口無担保 無保証人制度)	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市民税の所得割(法人税割)を完納していること。 (3) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社又は個人 (4) 原則として、申込時に信用保証協会の保証付融資を受けていないこと。 (5) 信用保証協会の代位弁済を受けたことがある場合、その債務者及び保証人が代位弁済額を完済していること。	1,000万円 以内	運 転	7年以内 割賦償還 (据置期間： 6ヶ月以内)	利 率 年2.50%以内 (※1)	必 要 な し	○ 埼 玉 り そ な 銀 行 (鴻巣・行田支店) ○ 埼 玉 県 信 用 金 庫 (鴻巣・吹上支店) ○ 武 蔵 野 銀 行 (鴻巣・行田支店) ○ 群 馬 銀 行 (鴻巣・吹上支店) ○ 東 和 銀 行 (鴻巣・吹上支店) ○ 大 光 銀 行 (鴻巣支店) ○ 熊 谷 商 工 信 用 組 合 (吹上支店) ○ 川 口 信 用 金 庫 (鴻巣支店)
			設 備	9年以内 割賦償還 (据置期間： 6ヶ月以内)	保 証 料 年0.80%以内 (※2)		
中 口 資 金	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市税の納税義務者であって市税を完納していること。 (3) 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社又は個人。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けたことがある場合、その債務者及び保証人が代位弁済額を完済していること。	1,000万円 以内	運 転	7年以内 割賦償還 (据置期間： 6ヶ月以内)	利 率 年2.50%以内 (※1)	○ 個人においては、不要。(※3) ○ 法人においては、当該法人の代表者。(経営状況等により不要の場合あり)(※3) ○ 市内に引続き1年以上居住していること。	
			設 備	9年以内 割賦償還 (据置期間： 6ヶ月以内)	保 証 料 年0.45～1.59% (※2)		
近 代 化 資 金	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市税の納税義務者であって市税を完納していること。 (3) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 (4) 事前に中小企業診断士による経営調査又は商工会の小規模事業の経営診断指導を受けていること。 (5) 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者及びその連帯保証人でない者。	1,000万円 以内	運 転	10年以内 割賦償還 (据置期間： 6ヶ月以内)	利 率 年2.50%以内 (※1)	○ 個人においては、不要。(※3) ○ 法人においては、当該法人の代表者。(経営状況等により不要の場合あり)(※3) ○ 市内に引続き1年以上居住していること。 (法人については県内居住者)	★ 信用保証のしくみ 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人になり、資金繰りを円滑にすることを目的とする。その際、信用保証協会は、「保証料」を受領する。
		2,000万円 以内	設 備	12年以内 割賦償還 (据置期間： 1年以内)	保 証 料 年0.45～1.59% (※2)		

☆ 貸付対象業種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種。別途、信用保証の許認可を要する業種もあります。

☆ 利子補給

融資制度のうち設備資金について、償還期限内に返済を完了した場合は、申請に基づき利子の一部を補給します。

- ・特別小口資金：支払利息の20%以内
- ・中 口 資 金：支払利息の20%以内
- ・近代化資金：支払利息の15%以内(市内に建築する工場、店舗又は機械設備の導入に要する設備資金に限る)

融資期間5年以内、融資額1,000万円以内の部分 が利子補給対象

＜利子補給額計算式＞

支払利息 × $\frac{5 \text{ 年}}{\text{融資期間}}$ × $\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{融資額}}$ × 15%

※融資期間5年超の場合 ※融資額1,000万円超の場合

- (※1) 利率については、埼玉県中小企業制度融資の小規模事業資金と同率となります。
- (※2) 本制度は埼玉県信用保証協会の保証を付すものとし、保証料は以下の保証制度に基づくものとします。
 - ・特別小口資金：市町村小口企業保証
 - ・中 口 資 金：市町村制度金融保証
 - ・近代化資金：市町村制度金融保証
- (※3) 連帯保証人の条件が変更となる場合があります。
 - ①実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
 - ②経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合